

## 令和4年度岐阜県医療安全推進協議会 議事要旨

### 1 日 時

令和5年3月1日（水） 14時00分～15時00分

### 2 場 所

Zoomによるオンライン会議

### 3 出席委員

田中 吉政 会長、杉山 勝治 委員、有川 幸孝 委員、鷺見 みどり 委員、  
近藤 泰三 委員、竹中 昌子 委員、河野 美佐子 委員、市橋 優一 委員

他の出席者（オブザーバー）

岐阜市保健所 森 千伽子主任技師

事務局

森島直人課長、山下剛史係長、脇海道卓主事、森本勝男医療安全相談員

### 4 議事要旨

#### （1）医療安全相談実績報告

- ① 「令和3年度医療安全相談窓口における相談対応状況」及び「令和4年度上半期医療安全相談窓口における相談対応状況」について

#### 【事務局】

資料に基づき説明。

#### 【委員】

納得度について、「納得」というのはどのように確認しているか。

#### 【事務局】

ご本人が「了承した」というようなものを「納得」と分類している。ただし、必ずしもご本人にとって良い答えではなく、渋々納得してもらうようなものもあるため、案件によって異なる。

#### 【委員】

医療安全相談窓口と岐阜市保健所の納得度には大きな剥離がある。岐阜市との間で納得度の考え方について、何か目安や基準等はあるのか。

#### 【事務局】

医療整備課と岐阜市保健所、県内7保健所との間で特に申し合わせがあるわけではなく、ある程度主観的に判断されている。

### 【委員】

医療過誤を疑う相談が挙がっている。これらについては誤診や業務上の注意違反というような、明らかな医療過誤と判定しているのか。

### 【事務局】

相談者が「医療過誤ではないのか」というような申し出があれば、それは相談者の勘違いであったとしても「医療過誤を疑うもの」としてカウントしている。

相談員から「医療過誤」に誘導することはない。あくまでも相談者が「医療ミスではないのか」「これはおかしいのではないか」というようなものを振り分けている。

### 【委員】

医療整備課から医師会や病院、診療所等へ相談内容は連絡されないのか。医療整備課内で聞いて終わっているのか。

### 【事務局】

例えば、相談者から「医療機関へ伝えて欲しい」「医師会、歯科医師会へ伝えてほしい」というような強い希望があればお伝えするが、基本的には相談員が相談を受けて記録を取り、その後の対応が必要な場合に参照することとしている。

### 【委員】

県医師会でも相談対応をしているが、相談があった場合は、郡市医師会に伝え、基本的にはそれぞれの医療機関に連絡がいくようにしており、不安に思っている方等に寄り添うような体制を作っているが、医療整備課ではそのような対応は難しいのか。

### 【事務局】

相談者本人からは「伝えてほしい」「伝えてほしくない」といろいろあるが、相談者本人の意思として「伝えてほしい」ということがないと、「勝手に外部に漏らした」ということにもなりかねないため、現状では難しいと思っている。

これまでの相談事例からすると、今後もその医療機関で診療を受けるというところに関して、相談者本人から「その医療機関に伝えて欲しい」というのは、あまり多くないという印象である。そのようなことから、ご本人の承諾を得たうえで当該医療機関に伝えるというのが現状である。

### 【委員】

県医師会においては、相談者本人から了解を得て情報を共有することが、「寄り添う」というように考えており対応している。参考までの話であり、医療整備課がどうすべきということではない。

### 【事務局】

県医師会では、相談があった場合に、相談者本人の名前を教えてもらえなかった場合も同様に、地域医師会等へ共有されているのか。

**【委員】**

相談者が「名前を出してもよい」という場合は名前も伝えるし、「名前を出してほしくない」という場合は、名前は言わないように、相談者の希望に沿って対応をしている。

② 医療安全相談事例集

**【事務局】**

資料に基づき説明。

(2) 医療安全対策について

**【事務局】**

資料に基づき説明。

**【委員】**

研修会で講義していただいた「RSS (Rapid Response System)」については、これから様々な病院で話に出てくるものと思われるので、これからも繰り返し行っていただきたいと思う。

**【委員】**

県薬剤師会では薬情報センターを設置し、そこで常勤の薬剤師1名が、薬局や県民からの苦情や相談、質問の対応を行っている。

頂いたご意見については、相談者から氏名や相手方の薬局名を教えていただいた場合には直接、当該薬局へ対応していた。

薬局名等を教えていただけない場合は、会報誌のコラム等を利用することで、すべての薬局に共有する等の対応をしているところである。

これ以外に、調剤過誤の場合には薬剤師会の方へ書面での報告を求めておりまして、委員会で検討を行い、防止対策を考えていくこととしている。

ヒヤリハット・インシデントの事例については、全国的な事例収集のウェブサイトへ報告する等の対応を行っている。